

童夢認定こども園 園則（運営規程）

社会福祉法人 童夢福祉会

童夢認定こども園 園則（運営規程）

（施設の目的）

第1条 社会福祉法人童夢福祉会が設置する童夢認定こども園（以下「当園」という。）は、認定こども園として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適切な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

（運営の方針）

第2条 当園は、保育の提供にあたっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用児童」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。

- 2 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用児童の状況や発達過程をふまえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 3 当園は、利用児童の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等をおこなうよう努めるものとする。

（名称及び所在地）

第3条 当園の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 社会福祉法人童夢福祉会 童夢認定こども園
- (2) 所在地 沖縄県那覇市繁多川二丁目15番地1号

（入園資格）

第4条 当園に入園することができる者は、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの子ども及び満3歳未満の保育を必要とする子どもとする。

（提供する教育・保育の内容）

第5条 当園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（以下「支援法」という。）、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に沿って園児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供する。

（子育て支援）

第6条 当園は、園の保護者と常に密接な連携を保ち、園児の教育保育方針、成長及び園の運営について、個人別の連絡帳、クラス懇談会、個人面談、園便りなどを通じて保護者の理解と協力を得るものとする。

- 2 当園は、子育て支援事業として、次の事業を実施する。

- (1) 子育て支援事業

相互交流を行う場の提供、相談、情報提供等の援助を行うための取り組みを次に掲げる。

1. 園庭（運動場）開放日を設ける

- ・園庭にて親子で在園児との交流を楽しんでもらう。
- ・育児に関する相談、指導を行う。（新館2階等）
- ・実施日時は、毎週土曜日（但し園の行事日、閉園日は除く）の9：30～12：00とする。

2. 子育て応援Dayを実施する

- ・園庭にて親子で在園児との交流を楽しんでもらう。
- ・給食試食体験ができる。（各クラス）
- ・育児に関する相談、指導を行う。（新館2階等）
- ・実施日時は下記の通り。
但し、当日の活動や日程、感染症流行状況などにより実施日時を変動することがある。

実施日：水・木・金（閉園日は除く）

実施時間：0歳児～2歳児 9：30～11：00（うち給食試食体験は10：30～11：00）

3歳児～5歳児 9：30～12：00（うち給食試食体験は11：00～12：00）

（職員の職種、員数及び職務内容）

第7条 当園が教育・保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、職員の配置については、那覇市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月条例第42号。以下「市設備基準条例」という。）で定める配置基準以上で、かつ那覇市で教育・保育を実施する上で望ましいとする職員配置基準を下回らない人数とする。なお、員数は入所人数により変動することがある。

(1) 園長

園長は、教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、一体的な管理運営を行う。

(2) 副園長

副園長は、園長を補佐し、園務を整理し、必要に応じて園児に教育・保育を実施する。

(3) 主幹保育教諭

保育主幹は、園長・副園長を補佐し、教育・保育の内容について保育教諭を統括する。

(4) 保育教諭

保育教諭は、教育課程及び保育課程に基づき、園児に教育及び保育を一体的に実施する。

(5) 調理員

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動等を行う。

(6) 園医（嘱託）

園医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(7) 園歯科医（嘱託）

園歯科医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科検診、職員及び保護者への相談・指導を行う。

- (8) 園栄養士（嘱託）
園栄養士は、給食献立の立案・栄養管理、調理指導、調理室及び食品庫等の衛生管理、子どもの状況等に応じた栄養指導、食育推進に関する業務を行う。
- (9) 園薬剤師（嘱託）
園薬剤師は、園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、職員及び保護者への相談・指導を行う。
- (10) 看護師
看護師は、保育に従事し、児童の健康管理及び看護業務にあたる。
- (11) 子育て支援員
子育て支援員は、保育教諭を補佐し教育・保育の向上に寄与する。
- (12) 用務員
用務員は、園の運営に必要な施設の整備、管理等を行う。
- (13) 事務長
事務長は、園の運営に必要な経理処理、事務処理等の総務業務を総括する。
- (14) 事務職員
事務員は、園の運営に必要な事務処理、経理処理等を行う。
- (15) バス運転手（非常勤）
バス運転手は、園児の登降園及び園外活動における送迎と、園駐車場の交通整理を行う。
- (16) 体操指導員（非常勤）
体操指導員は、1歳から5歳児クラスの園児の体操指導を行うとともに、体力測定（3歳児から5歳児クラス）、体操参観などを実施する。
- (17) 水泳指導員（非常勤）
水泳指導員は、1歳児から5歳児クラスの園児の水泳指導を行うとともに、進級テスト（3歳児から5歳児クラス）、水泳参観などを実施する。

（学年及び学期）

第8条 当園の学年は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

2 1年を次の2学期に分ける。

第1学期 4月1日から10月の第2月曜日の直後の日曜日まで

第2学期 10月の第3月曜日から翌年の3月31日まで

（教育・保育の提供を行う日）

第9条 当園の教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、第3条の休日、12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。

2 支援法第19条第1項第1号の子ども（以下「1号認定子ども」という。）への教育・保育の提供については、前項の規定にかかわらず、次の休業日を加える。

(1) 土曜日

(2) 夏季休業日 7月21日から8月25日まで

(3) 秋季休業日 10月の第2月曜日の直後の火曜日から10月の第2月曜日の直後の金曜日まで

- (4) 冬季休業日 12月26日から翌年1月4日まで
- (5) 学年末休業日 3月16日から3月31日まで
- (6) 学年始休業日 4月1日から4月5日まで

(教育・保育を提供する時間)

第10条 当園における教育及び保育を行う時間は、次の各号に掲げる園児の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 1号認定子ども

月～金・・・午前8時15分から午後2時まで

ただし、当園が定める保育時間以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める保育時間から開所時間内及び、午後6時00分から午後7時00分までの延長保育を提供する。

土曜日及び前項の休業日において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、午前8時15分から午後1時00分までの一時預かり保育と、当園が定める保育時間から開所時間内及び、午後6時00分から午後7時00分までの延長保育を提供する。

- (2) 2号・3号認定子どものうち保育標準時間認定を受けたもの

月～土・・・午前7時00分から午後6時00分まで

ただし、当園が定める保育時間以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める保育時間から開所時間内及び、午後6時00分から午後7時00分までの延長保育を提供する。

- (3) 2号・3号認定子どものうち保育短時間認定を受けたもの

月～土 (下記の時間帯から選択)

- ・午前7時00分から午後3時00分まで
- ・午前7時30分から午後3時30分まで
- ・午前8時00分から午後4時00分まで
- ・午前8時30分から午後4時30分まで
- ・午前9時00分から午後5時00分まで

ただし、当園が定める保育時間以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める保育時間から午後6時00分までの範囲内で、延長保育を提供する。

(利用料その他の費用等)

第11条 支給認定保護者は、支給認定保護者の居住する市町村長が定める利用料を、当園に支払うものとする。

- 2 那覇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月条例第38号。以下「市運営基準条例」という。)第13条第3項の規定により、当園の教育・保育

の質の向上を図るため、別表 2 (P.8) に掲げる教材費については、支給認定保護者から教材取扱い業者へ支払うものとする。

- 3 前2項に定めるもののほか、別表 1 (P.8) に掲げる当園の特定教育・保育において提供する便宜の要する費用及び別表 2 (P.8) の水泳指導にかかる費用については、支給認定保護者から実費の負担を受けるものとする。

(利用定員)

第 12 条 利用定員は、次のとおりとする。

クラス	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1号認定		—	—	5人	0人	10人
2号認定	12人	21人	36人	45人	50人	50人
3号認定						

(入園手続き、利用の開始及び終了に関する事項、利用にあたっての留意事項)

第 13 条 当園は、市町村から教育・保育の実施について支給認定を受けた 1 号認定子どもから当園の利用について申し込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じる。

- (1) 利用定員に空きがない場合
 - (2) 利用定員を上回る利用の申込があった場合
 - (3) 当該入園志望者に特別な事情があると認められ、本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合
- 2 1号認定子どもについて、利用定員を超える入園申し込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定する。
- (1) 那覇市在住者
 - (2) 兄弟姉妹が在園または卒園している者
 - (3) 園の教育・保育方針への理解、賛同する者
 - (4) その他の者は抽選と面接等により選考し、入園させる。
- 3 支援法第 19 条第 1 項第 2 号の子ども（以下「2号認定子ども」という。）及び支援法第 19 条第 1 項第 3 号の子ども（以下「3号認定子ども」という。）については、支援法第 42 条の規定により、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたときは、これに応じる。
- 4 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該子どもの支給認定保護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとする。
- 5 退園又は休園しようとする 1 号認定子どもは、支給認定保護者が理由を記して園長に願い出るものとする。
- 6 当園の利用 2 号認定子ども及び 3 号認定子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。
- (1) 「子ども・子育て支援法施行規則」第 1 条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき。
 - (2) 支給認定保護者から当園の利用の取消しの申出があったとき。

(3) 市町村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(成績の評価)

第14条 満3歳以上の各学年の課程の修了は、園児の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

(修了)

第15条 園長は、園児が全課程を修了したと認めるときは、卒園時に修了証書を授与する。

(ほう賞)

第16条 心身の発達が著しく他の模範となる者は、これをほう賞する。

(緊急時等における対応方法)

第17条 当園は、教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡するとともに、園医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。

2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、那覇市こどもみらい課及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

3 園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第18条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第19条 当園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。

(1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備

(2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止

(3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施

(4) その他虐待防止のために必要な措置

2 同条第1項第2号における虐待等の行為とは、市運営基準条例第25条に規定する行為をいう。

3 当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者（保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、那覇市子育て応援課・児童相談所等適切な機関に通告する。

(苦情対応)

第20条 当園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。

2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。

3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(安全対策と事故防止)

第21条 当園は、安全かつ適切に、質の高い教育・保育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。

2 事故発生防止のための委員会の設置及び職員に対する研修を実施する。

3 当園は、那覇市が策定する「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に則り、童夢認定こども園アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努める。

4 当園は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じる。

5 事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故、治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故を含む）については、那覇市こどもみらい課にも報告する。

(健康管理・衛生管理)

第22条 当園では、園児に対する健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施する。

2 当園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

(保護者に対する支援)

第23条 当園は、障害や発達上の支援を必要とする子どもとその保護者に対して、十分な配慮のもと保育や支援を行う。子どもや保護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行う。

2 当園は、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの快適で健康な生活が維持できるよう、保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

(業務の質の評価)

第24条 当園は、市運営基準条例第16条に規定する教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図り、教育・保育の質の向上を目指す。

2 保育教諭等の自己評価及び認定こども園の自己評価については、年1回は行い、認定こども園の自己評価については、その結果を公表する。

(秘密の保持)

第25条 当園の職員は、業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を保持する。

2 子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。

3 連携施設を利用する子ども及びその家族の秘密を保持する。

4 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

(記録の整備)

第26条 当園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を作成・整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

- | | |
|-------------------------------|--|
| (1) 教育・保育の実施に当たっての計画 | 5年間保存 |
| (2) 提供した教育・保育に係る提供記録 | 5年間保存 |
| (3) 市町村への通知に係る記録 | 5年間保存 |
| (4) 支給認定保護者等からの苦情の内容等の記録 | 5年間保存 |
| (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | 5年間保存 |
| 6) 保育所児童保育要録・幼稚園幼児指導要録 | 当該児童が小学校を卒業するまでの間保存
(学籍に関する記録については20年間保存) |

附則

この規程は平成30年4月1日から施行する。

この規程は平成31年1月26日から施行する。

別表1 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
1号認定子ども給食費	給食の提供のため	月額 5,000 円
2号認定子ども給食費	給食の提供のため	主食費 5,900 円
		副食費 600 円
		月額合計 6,500 円
3号認定子ども主食費	給食の提供のため	月額 600 円
1号認定子ども 一時預かり保育利用料	月～金 午後2時00分～午後6時00分までの 一時預かり保育利用料として	日額(半日) 400 円
	土曜日及び第9条で定める休業日 午前8時15分～午後1時00分までの 一時預かり保育利用料として	日額(半日) 400 円
	午前8時15分～午後6時00分まで までの一時預かり利用料として	日額(1日) 800 円
1号認定子ども及び、 標準時間の2・3号認定子ども 延長保育利用料	第10条で定める保育時間終了後の 午後6時00分～午後7時00分までの 延長保育利用料として	月単位 3,000 円 時単位 300 円
短時間の2・3号認定子ども 延長保育利用料	第10条で定める保育時間終了後から 午後6時00分まで 延長保育利用料として	月1時間単位 3,000 円 時単位 300 円
保護者会費	保護者会運営のため	月額 500 円

別表2 教育・保育の質の向上を図るうえで、特に必要と認められる利用者負担(希望する場合の料金)

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
水泳指導に係る費用	水泳指導を希望する場合の利用料として	月額 3,500 円
教材費(ワークブック等)	3歳児クラス	月額 410 円 (年額410円×12月=4,920円)
	4歳児クラス	年間4冊 1,700 円
	5歳児クラス	年間7冊 2,970 円
教具費 (クレヨン、はさみ、粘土、マカ等)	3歳児クラス	年額 2,240 円
	4歳児クラス	年額 2,340 円
	5歳児クラス	年額 2,340 円